

廈門大學圖書館珍藏
主編：季嘯風、沈友益

中華民國史史料外編

——前日本末次研究所情報資料

日文史料
第二十冊

九一八事変 一九三二年七月の形式的銀本位とし

將來は全本位を採用せん

發表された關係三立法

資本金は三千萬元

先づ二億元を發行

二ヶ月平均相場で舊幣と兌換

満日開業する 滿洲中央銀行

七月一日より

JUN 14 1932

要目

滿洲國に軍閥の暴虐なる撲滅に對するの苦をなめてゐた三省立民衆が救ひには無價の開拓に盡力された。滿洲國は、中央銀行設立準備委員會を開き研究中であつたが、同委員會において検討された中央銀行法、貨幣法、中央銀行組織法の三大法は九月の閣議にて原案決定され、通商部政の趣旨を得て十五日正式に講立される事に至つた。本行は皇室に置き、天津、吉林、チハルを始め全滿に亘り百七十餘箇所の支店を開設し、七月一日に開業の手續であるが、滿洲國の資本決定を聽る爲めかゝる銀行本部を見たるは三千萬元民衆の御名である。その結果は、現行の標準であるにものがないであらうと思われる中央銀行の資本金は三千萬元で、兌換準備金を八千萬元とし、紙幣發行額を兌換準備金の三倍即ち二億四千萬元を限度とし、取り敢へず二億圓の發行を決定したものと如くである。然し七月一日よりの開業に際しては、新紙幣が間に合はぬので、紙幣の東三省の銀行、中央銀行、農業銀行の氏名を署する事であるが、舊軍閥の時代の紙幣整理として中央銀行が兌換する標準は各紙幣の最近二ヶ月の平均相場を算出の上決定する模様である。猶ほ目下準備中の貨幣は日本造幣局に注文し印刷中であるが五十銭、一圓、十圓、二十圓の四種で、準備執政の肖像を挿入されており、又補助貨として五錢十銭(六あき)白銅貨は鑄造中である。幣局にて鑄造中である(紙幣の印刷も長春で行ふ)。紙幣は、既に中央銀行の株式は一株一百圓とすが、但し株主總會の許可を受けて資本の増加をなすことを得る。

（滿洲中央銀行は株式會社として國有化され、三十萬株に分ち一株一百圓とすが、但し株主總會の許可を受けて資本の増加をなすことを得る）

満洲中央銀行

行法

（滿洲中央銀行は株式會社として國有化され、三十萬株に分ち一株一百圓とすが、但し株主總會の許可を受けて資本の増加をなすことを得る）

株式會社滿洲中央銀行は、昭和十五年四月一日起立式を施行することに決定し、同銀行法、貨幣法、同銀行組織法は、財政部總務司及國庫司第一氏より十一月三日午後六時財政部で左の如く發表されたが、その要點を舉げれば、銀行法四十六條、貨幣法十四條より成り、銀行組織法十四條より成り、七月一日より開業せらる、事は開業しない事は、舊軍閥時代に従事した貨幣制度に對しての慣習なる點は、時代の不況なる結果の轉換を考慮したもので、將來金本位へ飛躍する運命と云つたものと含まれてゐる種々の事象から見だしのことをいう。因に銀行其の他の組織法を列舉すれば左の如くである。

2

1936.6—1937.7

△満洲中央銀行券は凡て記名式である

式として政府の許可を受けたものとの他、株主たる者を含む。

△政府は満洲中央銀行の株式中五

億株以上を引受けるものとす。

△政府は満洲中央銀行貸金の半額

を引受くる事を得。

△満洲の流通を調節しその安定

を保持し會議の許可を得た。

△満洲中央銀行は現行に分

行名義書体ニチハル及びハル

ビンに設置し政府の許可を得く

るものとす。

△前項の分行の他重要地に分行又

は支行を設置し若くは他の銀行

と代理店契約を締結する事を得

政府は必要ありと認じる時は分

行支行又は代理店設置を命ずる

事を得。

△満洲中央銀行の存立期問は設立

認可の日より設立三十年とす但し

扶手機会の決算により政府の許

可を得て延長する事を得。

△満洲中央銀行の券形は左の如し

一、政府發行の手形形券

二、金銀塊外國通貨元金支票並に諸

錢付

三、金銀塊外國通貨の貿易

四、諸預金及び活期口座

五、金銀塊外國通貨幣貿易品並に諸

證券保証預り。

六、公債證券政府發行の手形

他政府の保証にかかる各種の證

券を発行する事付

七、確實なる擔保ある貸付

八、平常取引約定ある諸貯蓄銀行

又は手形取立

九、爲普及備蓄の他商業の都

令に依り國際政事地方債證券其

の他政府の指定する確実なる有

價證券を買へれる事を得。

△満洲中央銀行紙幣法の定義

紙幣は依り貨幣の製造及び發行を

なす。

△満洲中央銀行に選出一名、副選

一名、理第五名以上監事三名、

監事はその額面の百倍まで法定

以上を超過する事不得。

△理監理選出はその任期た五年と

監事はその任期た五年と

以上と所有する株主により株主

選會に於いて選舉し政府の認可

を得て就任するものとす。

△賃貸料は最初自左の如し

一、一角白鈍圓銀圓三ダラム(二

ツケル二五奈和爾七五の割合)

二、五分白鈍圓銀圓二タガ(二

ツケル二五奈和爾七五の割合)

三、一分半鈍圓、銀圓三、五ダラム

(四十九五、銀四、亞弟二の割

合)

四、五厘洋銀圓銀圓二タガ(二

(四九五、銀四、亞弟二の割合)

五、一分半鈍圓銀圓二タガ(二

ツケル二五奈和爾七五の割合)

六、一分半鈍圓銀圓三ダラム(二

ツケル二五奈和爾七五の割合)

七、一分半鈍圓銀圓二タガ(二

ツケル二五奈和爾七五の割合)

八、一分半鈍圓銀圓三ダラム(二

ツケル二五奈和爾七五の割合)

△東三省官銀號遼寧銀行吉林省水

衡寶銀號及び黑龍江省官銀號(

以下支行滅失解消)は満洲中央

銀行開業と同時にこれに合併す

るものとす。

△満洲中央銀行は總行を新京に置

き他の就地分支行設立して滿

洲中央銀行分支行として但し滿

洲中央銀行の都合に依りその一

部を廢止する事あるべし。

△中華民国内に於ける銀行團體分

支行總行れん開設しの債務

は當分の間これが支拂が停止す

るものとす。

貨幣法

組織辦法

△満洲中央銀行第474條に於

て規定する事項は政府に於て

第475條に於て規定する事項は

政府に於て規定する事項は

政府に於て規定する事項は

政府に於て規定する事項は

政府に於て規定する事項は

ある。長官官署

JUN 15 1932

滿洲中央銀行の

諸法規制定發表

セイ

十三日財政部總務司長坂谷氏、第二條 創立委員は滿洲中央銀行法及同組織辦法、銀行法に従ひ定款を作成し貨幣法に就て在長記者に對し政府の認可を受くべし

て十三日夜公表する處あつたが、中央銀行は十五日に創業式を行ふが開業期日は未定である新貨幣發行に關しては現在各官銀號發行の大洋票を當分流通せしめ印刷設備が整ひ次第整理辦法に依つて舊紙幣を整理するが金本位制は急速に實現不可能につき現在の世界の經濟界の安定を保つべく銀本位制で進む事になつた尙新紙幣の發行に際し其間不當なる利益を圖るものの介在を許さず通貨價格の變動を起さぬ様深甚の注意が拂はれてゐる中央銀行組織辦法及貨幣法は左の如くである

第一條 滿洲中央銀行創立の事務を掌らしむる爲め政府干名を命ず

第三條 滿洲中央銀行の第一回株式募集額は資本の半額とし政府及創立委員の内特

に政府に於て指名したる者之を引受くるものとす

前項の引受ありたるときは創立委員は速くなく株金額

に於て指名したる者之を引受くるものとす

前項の引受ありたるときは創立委員は速くなく株金額

に於て指名したる者之を引受くるものとす

前項の引受ありたるときは創立委員は速くなく株金額

に於て指名したる者之を引受くるものとす

前項の引受ありたるときは創立委員は速くなく株金額

に於て指名したる者之を引受くるものとす

第七條 滿洲中央銀行は總行を新京に置き舊行號總分行為號は總て滿洲中央銀行分

支行とす但し滿洲中央銀行の都台に依り其の一部を設

合することあるべし

第八條 中華民國内に於ける舊行號分支行號は之を開設

し其の債務は當分の間之か

支拂を停止す

第九條 舊行號の行員にして

第五條 前條の手續を終りたるときを以て滿洲中央銀行

第十條 各舊行號に於ける資本及諸積立は夫々合併直前

第六條 東省官銀號、遼寧銀行、吉林永衡官銀錢號及

第十二條 舊行號は滿洲中央銀行開業の前日營業縮切現

在を以て公定率に依り換算

したる新貨幣單位（分位以

下切捨）の貸借對照表を作

成し滿洲中央銀行に送付す

へし滿洲中央銀行は之に依

り合併貸借對照表を作成し前條の合併貸借對照表に

於ても亦同し

なき者は解職せられたるも

第六條 鑄貨の品位量目は左の如し

第五條 紙幣は其の額に制限なく法貨として通用す鑄貨は其の額面の百倍迄法貨として通用す

一、一角白銅貨幣總量三瓦（ニツケルニ五參和銅七五割合）

二、五分白銅貨幣總量二瓦（ニツケルニ五參和銅七五割合）

三、一分青銅貨幣總量（ニツケルニ五參和銅七五割合）

第十一條 各舊行號より承認するときは政府之を補償す
損あるときは政府之を補償す

第一條 貨幣の製造及發行の權は政府に屬し滿洲中央銀行を以て組織する查定委員會之を圓と稱す

第二條 純銀の量目二三〇九瓦を以て價格の單位とし之を圓と稱す

第三條 貨幣の計算は十進とるものとす

第四條 貨幣の種類は左の九種上す

第五條 紙幣一百圓、十四、五圓一角、五角

白銅貨幣一角、五分

青銅貨幣一分、五厘

第六條 紙幣は其の額に制限なく法貨として通用す鑄貨は其の額面の百倍迄法貨として通用す

第七條 满洲中央銀行設立のりより一年以内に之を分離し別に設くる會社をして經營せし

本及諸積立は夫々合併直前

其の全額を取崩し之を舊行號整理基金として整理し後

不良資產の缺損價却に充

本辦法は公布の日より之を施

附則

行す

1936.6—1937.7

五百（銅九五錫四亞鉛一）
（の割合）
四、五匣青銅貨幣總量二
五瓦（銅九五錫四亞鉛一）
（の割合）

第七條 貨幣の様式並製造
發行、損賠引換及銷却に關しては教令を以て之を定む

第八條 著しく汚染破損又は毀損せる貨幣は其の額面價格を以て無手數料にて滿洲中央銀行に於て之を引換上

第九條 銀貨にして模様の認識し難きもの又は私に極印を爲し其の他故意に毀損せりと認むるものは貨幣たるの效力なきものとす

第十條 滿洲中央銀行は紙幣發行方に對し三割以上に相當する銀塊金塊確實なる外國通貨又は外國銀行に對する金銀預け金を保有することを要す

第十一條 前條に掲げたる準備額を控除せる殘餘の發行高に對しては公債證書、政府の發行又は保證せる手形其の他確實なる證券若くは商業手形を保有することを要す

(上)
第一條 滿洲中央銀行は株式を數回に分割して募集

第二條 滿洲中央銀行は總行を新京に分行を奉天、吉林、齊々哈爾及哈爾濱に設置す

第三條 满洲中央銀行は政府の許可を受け前項の分行の外重要地に分行又は支行を設置し若くは他の銀行と代理店契約を締結することを得。政府は必要ありと認むるとときは分行、支行又は代理店の設置を命ずることを得。

第四條 满洲中央銀行の存立期間は設立認可の日より三十年とす。但し株主總會の決議に依り政府の許可を得て之を延長することを得。

第五條 满洲中央銀行の資本は三千萬圓とし之を三十萬株に分ち一株を百圓とする。但し株主總會の決議に依り政府の許可を得て資本の増加を爲すことを得。

第六條 满洲中央銀行の株式を購入する貨物の割合又は買入

JUN 16 1936
（一）政府發行の手形、爲替手形其の他商業手形の割合又は買入

（二）金銀塊外國通貨を擔保とする貨物

（三）金銀塊外國通貨の賣買

（四）諸預り金及當座貸越

（五）金銀塊、外國通貨、貴重

第十二條 满洲中央銀行は幣及貨幣の發行並準備の增減に關する出納日表及毎週平均高表を作製して政府に進達し且毎週平均高は之を公告すべし

第十三條 政府は滿洲中央銀行の監理官をして特に貨幣の製造及發行を監督せしむ

監官は何時にも貨幣の發行高未發行高及帳簿を検査することを得

第十四條 従來流通したる錢貨及紙幣に關しては舊貨幣整理辦法の定むる所に依る

附 則

本法は公布の日より之を施行す

第一回拂込の金額は株主の二分の一を下ることを得す

第八條 政府は滿洲中央銀行の株式中五萬株以上を引受け第一回拂込の金額は株主の二分の一を下ることを得す

第九條 政府は滿洲中央銀行の資本の半額迄引受けることを得

第十條 满洲中央銀行の營業は左の如し

（一）政府發行の手形、爲替手形其の他商業手形の割合又は買入

（二）金銀塊外國通貨を擔保とする貨物

（三）金銀塊外國通貨の賣買

（四）諸預り金及當座貸越

（五）金銀塊、外國通貨、貴重

滿洲中央銀行法

第十三條 満洲中央銀行は如何なる場合と雖其の役員及使用人に對し貸付を爲すことを得す

第十四條 満洲中央銀行は貨幣法の定むる所に依り貨幣の製造及發行を爲す

第十五條 満洲中央銀行は政府の許可を得て借入金を爲すことを得

第十六條 満洲中央銀行は豫め政府の許可を得たる銀行に預け金を爲すことを得

第十七條 満洲中央銀行は庫金取扱に從事するの外地代理することを得

第十八條 満洲中央銀行は本法に定むる以外の業務を營むことを得す

第十九條 満洲中央銀行に總裁一人副總裁一人理導五人以上監事三人以上を置く

第二十條 認認副總裁は其の任期を五年とし政府之を命

理事は其の任期を四年とし百株以上を所有する株主中

より株主總會に於て選舉し政府の認可を得て就任するものとす

監事は其の任期を三年とし五十株以上を所有する株主中より株主總會に於て之を選任するものとす
監事又は新監事の就任する迄監督して其の職務を行ふ

滿洲中央銀行法(下)

分掌す

第二十八條 監事は満洲中央銀行の業務を監査す

第三十四條 認裁、副總裁

監事は互選に依り一名の常務者を定むることを得

第二十九條 總裁、副總裁、

事及常務監事の報酬及手當の額は政府の定むる所に依る

第三十條 総裁は株主總會の決議に依り之を定め政府の認可を受くへし

第三十一條 総裁、副總裁及理事は理導會を組織す

第三十二條 重要業務の方針

第三十三條 監事は監事會を設立するごとを得

第三十四條 理導會は總裁之を招集し重

第三十五條 満洲中央銀行は

第三十六條 満洲中央銀行は

第三十七條 株主に對し配當

る事項を調査し正當なりと認むるときは之を承認す

第三十八條 監事は満洲中央銀行の業務を監査す

第三十九條 認裁、副總裁

監事は互選に依り一名の常務者を定むることを得

第四十條 總裁、副總裁、

事及常務監事の報酬及手當の額は政府の定むる所に依る

第四十一條 総裁は株主總會の決議に依り之を定め政府の認可を受くへし

第四十二條 理導會は總裁之を招集し重

第四十三條 重要業務の方針

第四十四條 監事は監事會を設立するごとを得

第四十五條 理導會は總裁之を招集し重

第四十六條 満洲中央銀行は

第四十七條 満洲中央銀行は

第四十八條 株主に對し配當

要

し得べき利益金額が拂込資本に對し一年百分の十の割合を超過するときは滿洲中央銀行は該超過額の四分の三を政府に納付すべし

第三十八條 株主に對し配當株以外の株式の拂込金額に對し得べき利益金額が政府持株以外の株式の拂込金額を超過するときは滿洲中央銀行は該超過額の四分の三を政府に納付すべし

第三十九條 株主に對し配當を要せず前項百分の六を超過したる利益金額は政府持株に之を配當す但し政府持株以外の株式に對する配當率を超ゆることを得ず

第四十条 政府は創立年度より五年を限り之に達する金額を補給す

第四十條 政府は滿洲中央銀行監理官を置き銀行一般の

第四十一條 定款を改正又は變更せむとするときは株主

總會にて決議し政府の認可を受くへし

第四十二條 政府は滿洲中央銀行業務の監督上必要な命令を發することを得

第四十三條 滿洲中央銀行は營業上諸般の状況を毎月一回政府に報告すへし

第四十四條 滿洲中央銀行開業の際合併する各銀行行號の從來營みたる業務は第十八條の規定に拘らす合併の日より一年間之を行ふことを得

第四十五條 設立初度の理事及監事は特に政府之を命ずる特種數を要せず

第四十六條 本法は公布の日より乙を施行す

錚々たる顔觸れ

總裁及各理事の略歴

JUN 14 1932

滿洲

總裁には榮厚氏就任

山成吉六氏 東京高麗出身



滿洲國中央銀行は自立準備委員會において開會その他の證據の眞偽を追めてなり最近これが實體も著しく進歩し近く開業することとなつたが新中央銀行總裁としては滿洲における有數の財政家として選ばれたなしてゐる榮厚氏の就任を見るに決定。總裁を補佐すべき理事として劉成吉氏等滿洲側より三氏、内地の金融界に取扱なしてゐる山成吉六氏等四氏の就任をみると此に決定した、かくて中央銀行は本月二十日開業するこゝなつた。總裁以下決定せる各理事の就職れ左の如くである。【長春電報】

| 同 | 元吉林財政廳長 | 總裁 | 副總裁 | 元臺銀理事 |
|----|------------|----|-----|--------------|
| 同 | 元鮮銀大連支店長 | 成山 | 事 | 元吉林永衡官銀號總辦 |
| 同 | 元正金銀行大連支店長 | 喬福 | 理 | 元奉天東三省衡官銀號總辦 |
| 同 | 元滿鐵商工課長 | 厚 | 事 | 吳世恩 |
| 忠培 | 五十嵐保司 | 榮 | 理 | 劉福麟 |

榮厚氏 光緒二十九年奉天支那司叢事を経て奉天稅務司叢事錦州府知府同府官莊地政課務局長を兼ねて奉天候補道に進み奉天諸財政正監理官にして奉天造幣局監察課長に同新總理奉天度支使民政使及内務使を経て趙爾巽、張錫鑑の二部督、リ理財道として重用された後以采奉天省の権限に委與した次いで奉天省遂寧道尹、黑龍江省財政廳長、黑河道井壁交涉員兼務、吉林省財政廳長兼務

JUN 17 1932

1936.6—1937.7

7

通帳副頭取に任じ東洋製糖社長
東京海上火災保険取締役、東京
土地住宅監査役その他諸会社の
東役に歴任

武安福男氏

京大出身、浪

浪銀行より朝鮮銀行に轉じ爾來

姜山、神戸、京城、東京の各支

店を経て同大連支店支配人さ

り最近にいたる

1932年6月16日 满洲國の貨幣市

新貨幣條例成る

京 津 圓は銀二三瓦九一含有

満洲中央銀行

貨準備高

總計元千萬元

總常總額一億三千萬元

長春十四日發〔路透〕満洲國
「政府」の新貨幣條例及び中央
銀行條例は既に脱稿し不日發
行せらるべしとのことである。
是等の條例の下に滿洲國の通
貨は圓と稱せられ銀の二十三
タム九一を含み紙幣發行額
に對しては最小限度三割の準
備をなす、其準備は銀、金塊及
び外國通貨を以てすべし、中
央銀行は各省の省銀行を合併
して三千萬圓の資本を有し總裁
には支那人副總裁には日本人
が就任する筈である。

鰐尾礪一氏

支那銀行

に生れ神戸高専第一回卒業生にて
卒業後瀬正金に入り爾來各地
を歷任大連支店課支配人、支那
ヤ支店長次いで支那支店長を
経て再び大連支店長となり次いで
本店外國課長に轉じ今日瀬正金に
終始一直勤務

五十嵐保司氏

支那銀行

葉後酒類に入り南滿瓦斯の獨立
を同時に長春支店長となり本社
販賣課長代理、同所研究所員に
任じて満鐵開工課長として
最近にいたる

劉培英氏

支那銀行

東京二十四日發〔電通〕
國中央銀行の正貨準備高は
官銀號所有の正金銀行券
は二千萬元

政府所有の現銀三千萬元
は通商銀行所有の金塊其他
大洋に換算すると一億三千萬元
故七割の準備率である

四千萬元

經計九千萬元で紙幣總額は大

洋に換算すると一億三千萬元

故七割の準備率である

一千萬元

北滿日報
JUN 26 1932
中央銀行の正貨準備高
流通せる各種紙幣の發行
準備約七割の發行

北滿日報
JUN 25 1932
満洲中央銀行
貨準備高
總計元千萬元

北滿日報
JUN 26 1932
中央銀行の正貨準備高
流通せる各種紙幣の發行
準備約七割の發行

中央銀行新貨幣交換比率愈よ決定

JUN 8 1932

北滿日報 七月一日より實行す

中央銀行發行新貨幣と在來舊貨幣との交換比率決定に關する部令左の通り二十八日夜發表を見た。

財政部令第三五號

舊貨幣整頓辦法第三條を以て規定する新貨幣に對する舊貨幣の換算率左の通定ひ

大同元年六月二七八日 財政部總長

孫熙

治昌其

*

一、東三省官銀號發行兌換券(天津券を含みず)

孫熙

治昌其

*

二、邊業銀行發行兌換券(天津券を含みず)

孫熙

治昌其

*

三、遼寧四行號聯合發行準備庫發行兌換券

孫熙

治昌其

*

四、東三省官銀號發行匯兌券

孫熙

治昌其

*

五、公濟平市錢號發行銅元票

孫熙

治昌其

*

六、東三省官銀號發行哈爾濱大洋票(有監理官印)

孫熙

治昌其

*

七、吉林水衡官銀錢號發行哈爾濱大洋票(有監理官印)

孫熙

治昌其

*

八、黑龍江省官銀號發行哈爾濱大洋票(有監理官印)

孫熙

治昌其

*

九、邊業銀行發行哈爾濱大洋票(有監理官印)

孫熙

治昌其

*

十、吉林水衡官銀錢號發行官帖

孫熙

治昌其

*

十一、吉林水衡官銀錢號發行小洋票

孫熙

治昌其

*

十二、吉林水衡官銀錢號發行大洋票

孫熙

治昌其

*

十三、黑龍江官銀錢號發行官帖

孫熙

治昌其

*

十四、黑龍江省官銀錢號發行四圓債券新貨幣一圓に付一四圓

孫熙

治昌其

*

十五、黑龍江省官銀錢號發行大洋票

孫熙

治昌其

*

附

本令は大同元年七月一日より之を施行す

尙ほ新貨幣中五十錢當圓拾圓銀券は八月一日五圓券は九月末、百圓券は十一月頃、發行する旨

舊貨幣整理辦法

(一) 本辦法施行の日より一切其

及紙幣は本辦法に依るの外

紙幣は本辦法施行後滿二年

第三條 前條の換算率は財政部令を以て之を定む

第四條 従來流通じたる率天

省の十進銅圓は本辦法施行

1936.6—1937.7

設立の趣旨に従ひ

機能を完全に發揚

總裁榮厚氏の挨拶

設立と共に政府に於ても特に此の

本日遂に満洲中央銀行開業の式

を挙行するに當りまして執政の

台頭を仰ぎ國務院始め官民有

力者各位の御來臨を恭うし満洲

有力者各位亦御賀臨た賜はり此

盛儀を舉ぐることを得ましたこ

とは本行の光榮と致すところです

ありますて懇請に堪へない次第

であります。顧みれば本行創立

事務開始以来政府當局者各位の

深望なる御指導等各方面の絶大

なる御援助により順々に今日あ

るを得たのであります。また此

間に於きまして創立委員及關係

者各位の御苦心御努力も多大で

あつたのであります。私は本行

を代表致しまして此等の各位に

對し深甚なる謝意を表する次第

であります。

◆
惟ふに産業の振興、經濟の發展

は金融機關の活動に依つ所最大

であります。而してその中権を

なすものは日本ならぬ中央銀

行であります。然るに從來の各

官銀銀行は幾重關の壓迫と濫用

のありまして、今回新國建

法を定むる處より實業銀行の

特權を有するが故に之が運用し

力を致し紙幣價值の安定を期し

設立と共に政府に於ても特に此の

點に思を致し實利興隆の一目も

忽こゝべからざる感ぜられ

本行の任務たるや甚に重且大で

ありますて吾々その任に當る者

は能く建設の本義に基き本行設

立の趣旨を極めて實制の確立

至つた次第あります。從つて

本行の任務たるや甚に重且大で

ありますて吾々その任に當る者

は能く建設の本義に基き本行設

意見と希望

幣制確立に大きな期待

満洲中央銀行は、今、一日から營業を開始したが、これに対する商業者方面の意見を綜合するに、要

は通貨の統一によつて開拓の不安が除去されることになり、幣制確立の第一歩を踏み出したものである。

さて歎仰してゐる、然しながら

その實際に至つては商業界の事

業界は、毎々これに樂想する

は餘る困難にして居り、何人とも

れに對する定見はないようである

であるから、毎々これに樂想する

は餘る困難にして居り、何人とも

れに對する定見はないようである

満洲の農民は現在頗る疲弊してゐ

ることは否めない事実だから、中央

銀行が開業したからとて直に今で

れによつて、何等かの構ひあるもの

ことは思はれぬし、強て言へば、

インフレーションなりとも運行し

て、疲弊する農民の窮状を緩和す

ることが必要ではないかとの意見

も有力である。只開業第一日に於

ける各方面の市況は大體平常とさ

りなく何等動搖の色がない、一般

に於いては今後の確實なる發展を

要望することに一致してゐるに過

ぎない。主なる關係方面の意見の

見左の如し

楊井正隆常務談

満洲中央銀行が、必ず本日を以て

開業式を挙げて從來遅延された各

種の不換紙幣が統一されるこそ

は誠に實はしい限りである。本

日の開業式を舉けるに至るまで

の各首領者の努力も甚大底のも

のでなかつてあらうが、今後

さらば以上の努力に苦慮せら

れることは想像に難くなく、心

からお察しする。中央銀行の特

殊の實業に就いて是非の論あ

るも北滿に於ては未だ特産商と

して發展せるもの少く、その資

金調達が、ふ點より見て止むを

得ないこゝであり、又、一ヶ年

を限り他の機關に於てさいふの

であるから是認する外あるまい

尙新紙幣が日本全國との連絡を

より緊密にされんことを最もこ

共に從來の如き消費を避け、新

紙幣の價値を安定化して新紙幣

に對する信用を高められんこ

た顛て止ま

古川鮮銀支店長談

張家などはじめ各軍閥が發行した各種の不換紙幣が幾處ある新紙幣に交換せられ、以て新紙幣が強制通用力有する一國の正貨となり、舊政権下におけるが如き貨幣の廢落を防ぎ得て滿洲開拓に多大の貢献なさんとすることはお互に喜びべきである。新中央銀行が、銀行法の趣旨を遵守して中央銀行としての機能を完全に發揮し満洲開發のために貢献されんことを心より希望して止ま。

西正金店長談

新政府の成立と共に中央銀行設立の準備が着々と進む。本日目出度く開業式を挙げ得る運びに至つたことは慶賀に堪へない。これによつて、素朴その所の運営してゐた各種の不換紙幣が轉換せられ、その實質が安定するところは滿洲国内の商業の發展商取引の安定に貢献するところ甚大であり、又對外的に見ても新國家の信用を高める所以となるものであるから中央銀行官署者があつてほしの點を考慮され從來の如く監督に留らず、通貨價値變動を防止されんことを期待して止ま。

村井商議會頭談

滿洲その所の達に賜ふ常なき各種の不換紙幣の中央銀行の新紙幣に統一され滿洲時代の初期の第一歩を踏み出したことは誠に欣快の至りである。新紙幣の交換その他中央銀行の今後歩むべき道は多事多難であ

つて首腦者の勞苦も並大抵ではあるまい。頗るよくは從來の舊軍閥のやり來の如き紙幣の監督は極めて避け實際價值の廢落なきやうその安定に向つて苦慮されんことを定じ、吾々としてもかれこれ望む事し多々あるが、何よりの御草の空であるから銀行法の四旨に則つて歩一步満洲中央銀行の基礎を牢固にされ候の慶祝發揮に向つて邁進されんことを祈つて止ま。

大連商議院電

満洲中央銀行の開業を祝して大連商工會議所では一日開業式舉行

滿洲中央銀行の惡宣傳

JUL 14 1932 紙幣に惡宣傳して

日露開戦説を宣傳して

JUL 14 1932 紙幣に惡宣傳して

奉天十二日發 滿洲中央銀行は七月一日開業し満洲に於ける貨幣制度其他の金融機關の活用統制等に關つて努力を進め居るが、これに對し在泰

花旗銀行

支店は日露開戰を宣傳し其際は米國も參

加し、結局日本は財政的打撃

より日銀、朝鮮銀行の交換券

傳しつつありとの

噂が盛に傳つて居るため其根據にかけ近く嚴重なる亂彈が加へられるものと見られて居る

JUL 8 1932 中央銀行開業第一日

北滿日報

JUL 16 1932 中央銀行更に

北滿日報 帯制統一を實現

の當日一日だけの取扱ひ金額を左に掲げると

は開業早々多忙を極めて開業の當日一日だけの取扱ひ金額を左に掲げると

は開業したが舊軍閥時代の中

央銀行たる官銀號が稍々ともすれば軍費捻出のため内容杜撰に流れ舞であつたのに比し中央銀行は只管内容の充實に努めるの方針を樹立したこと

は既報の如くであるが滿洲國

も緊要なりとして無制限兌換

を主す準備として過般來城内

ものと傳へられる(華天)

1936.6—1937.7

華商口・安東方面

支那汽船輸送を日商に奪はれて

JUL 1 1932

京

支那汽船振はず

營口安東は滿洲産物の重要な輸出港で毎年大豆、雜穀及び油類の輸出は頗る多量に達し華商は右兩地に於て汽船会社を組織して日商と競争し相當な成績を挙げつい

あつたが昨年九月の事變以來華商の運輸業は死地に陥り全く日商の獨占的經營に移る事となつた、現在に於ける兩地の華商業者の状態に就き支那側の報道する所に據れば左の通りである

營口安東の華商輸送業者は先年一切の貨物を日本汽船に積載せざる事の

共同決議を爲したので當時大連方面の日本汽船は兩地の配船を半年間に亘つて休止するの止むなきに至つた

然るに昨年九月の奉天事變後日本側は報復的に青天白日旗を掲げる華汽船の兩地入港を禁じ且つ滿洲國當局をして兩港在泊の華汽船に對し、

要した、此事以來兩地の小規模な華商汽船業者は閉業して

營口

汽船も賣却するに至り且つ僅かに餘端を保つてゐるものは三華商のみとなつた、從

來大連、營口、安東等汽船乗務員は日支汽船とともに華人を雇用したものであるが、事變後は日本の失業船員が進出し

來つた爲め華人船員の失業する者千餘人を數ふるに至つた

營口就航船の當事者の談に據れば昨年十月以來滿洲國の各港を封鎖又は結氷に因つて停

船し本年三月解氷と共に通常沿岸貨物の積載で毎航船腹の

常満を見るのであるが、今年は事情が大いに異り義勇軍の露難を寄されたので急遽直下に解

決し、特甚なる緊急處置なれば輸出の必要ならフランス領事の請願を行つたが問題解決を

要するに、フランス領事は三十日午後三時半ハルビンへ赴き

調査費料未了のため一行を別

後を追ふ筈【奉天電話】

三輪船會社の九隻が辛ふトて就航してゐるのみであつて營口向の積荷は以前に比し四分の一に激減したと謂ふ

末次研究所

馬との會見記録は

JUL 1 1932

後日新聞に發表せぬ

馬 満洲國對外人記者紛議解決

記録、馬より聯合調査團宛の陳情書及び日本機械機器輸入會議

提示し右會見談は該日新聞に發表しないことを約定して

提携記録による。馬山は左

の通り述べてゐる

ソウエードは日本に恐れ我々を援助しない。我等は主義の味方

たる聯盟及アメリカ政府ひを

求めたい。武器がない。スバル

チサンその他の新式武器を供給し

て貰へば立退に本を

見て

こ、又調査團宛の陳情書も裏にア

ラゴエから打電したもの點打し

もので單にび行く車輛の日本

の呼びに動かない

聯明調査團

けふ奉天出發

時馬連絡係に八木幹間を訪問馬

占山との會見談筆記、同じく談話

十一時發安奉天特別列車に

後を追ふ

筆【奉天電話】

1936.6—1937.7

要目

1982

滿洲國侮辱事件

JUL 2

北滿日報 陳謝で圓滿解決

(ルビン) ハルビン、フランス領事レノ氏は満洲國警察官が襲撃馬占山と會見せるニユーヨークタイムス記者スチュアート・アーリング紙記者リンドル氏の家宅捜索をしたこと

宛てた陳情書
一、馬占山よりリツト卿へ
答錄

JUL 1

内田伯、外相就任近く 滿蒙問題解決具體化が

1982

京 津 陸相及江口氏と協議を重ねる

齋藤首相の慎重な考慮

東京三十日發〔聯合〕

齋藤首相は満蒙問題の解決の基礎的問題として満洲國承認問題に就て速かに是が解決をすべくその準備に就き慎重なる考慮を拂ひ、二十九日は荒木陸相及び江口前満鐵副總裁と會見し三十日再び江口氏と會見して同問題に就き協議したが、目下満洲に歸任中の内田満鐵總裁の上京と外相就任に依つて愈々同問題は具體的に解決の緒に就くものと見られてゐる。

齋藤首相の考慮

東京三十日發〔電通〕 昨日荒木陸相を招いて

満洲國承認問題及び四頭政治の統一問題に關する意見を聽取した齋藤總理は本日午前中前満鐵副總裁江口定條氏を招いて二時間に亘り右問題に關する意見を聽取し満鐵の後任總裁問題に就ても懇談した

東京三十日發〔聯合〕 貢院議員江口定條氏は午前八時二十分首相官邸に齋藤首相を訪問して満洲四頭政治統一問題並に満蒙對策問題を中心に種々の所信を披瀝進言し更に種々懇談を遂げたが會見一時間餘に及び辭去した

江口定條氏進言

東京三十日發〔電通〕 昨日荒木陸相を招いて

朝野に御禮言上と

丁鑑修氏聲明を發す

JUL 1 1932 京 津 非公式使節として東上の途中

日満間の親善を望んで

東京三十日發 日本に於けるが、同氏は當地出發に際し左

滿洲國承認の氣運を促進すべのステートメントを發表した

非公式の任務を帯びる同國
交通部總長丁鑑修氏は本日來

朝したが、同國は一方で、
勞農露國に對しても

同様の任務を帶びる特使を派遣せんといつあり頗る世界

の注目を惹いてゐる、殊に支那政府は滿洲國の右の態度に

對して異常なる注意を拂つてゐるらしく同政府が労農露國との正式會議を申込み、日本

との直接交渉を希望して居るのは是が爲めと觀られてゐる

兩國民は、相寄り相投げ合ひ東洋平和の大理想に邁進せねばならないと信する！

丁鑑修氏は今朝、承れば貴國の輿論は滿洲國の

關釜連絡、船で到着し承認に就き盛んだとの事で非前九時發の列車で東上した

午前九時發の列車で東上した常に嬉しい

日本は重湯をすすつても
食糧問題は自決の覺悟だ

1932 何ぞ支那を要せんや
支那有力者の質問に對し

JUL 1 1932 新支荒木陸相一喝！

(東京三十日發聯合) 去る支那の有力者が荒木陸相を訪ねて日本は食糧問題解決の爲め支那への野心が有るぢやないのかと質直に聞くと陸相昂然として曰く

日本人は米を食ふが米が足りなければお粥にお粥が足りなければ重湯にしても食糧は自國で解決する何ぞ支那を要せん

と一言で擧退した

滿洲國文官

1982 奉給令公布

國務總理年俸三萬元

三院長年俸二萬五千元

長年俸一萬元

滿洲國文官俸給令は過般教令
第四十二號を以て公布された
内容次の通り

一、文官の階級は特任官、高
等官、委任官に分つ

一、高等官は八等に分ちその
一等二等は簡任職とし三等
より八等までを薦任職とす

一、委任官は五等に分つ

一、國務總理の年俸は三萬元
とす

一、參議院、立法院、監察院
の三院長の年俸は各二萬五
千元とす

一、各部總長、各省々長、參
議院副議長、及參議院、興
安局總長、總務長官は均し
く年俸二萬元とす

一、特任官の年俸は一萬五千
元乃至一萬七千元とす

一、簡任官は八等に分ち、年
俸六千五百元乃至一萬五千
元とす

1936.6—1937.7

15

JUL 8 1982

ルンベン義勇軍百餘 密かに浦鹽に到着

北満で活動すると言はれるか

（上海一日發聯合）東北義勇軍後援會の努力により先に一千名の義勇軍を
露支兩國船により浦鹽へ輸送したとの報道があつたが、其の後の調査に
より右は單に百名内外と判明、且つ義勇軍應募者は苦力職工其他衣食に
窮する浮浪人の類で學生は一人も這入つて居ないことがわかつた。後援
會の集めた金が已に三百萬元に達することは確實で、其の用途は未だ明
らかにされず、關係者の云ふ所によれば右資金を以て浦鹽に於いて武器
を買ひ我勇軍に交附するものである。因みに右百名の義勇軍は既に浦
鹽に到着した筈である。

聯盟總會九月迄に

滿洲國承認の方針

國內法及び國際法の完備

が第一の前提條件

JUL 8. 1982

（上海一日發聯合）第六十二議會に於て通過決議案の可決あり又滿洲國より使節を派遣して本邦促進の事務に關する
滿洲國の實質を窺つてゐるが然し滿洲國の現状を見るに就國家の政權は確はり居るゝに隨て國内的には未だ民法、刑法、商法の如きの規
則が制定して居つてゐるのみならず然而國法の制定等も實在あり然して於ける日支間の條約を如何にするかたつても研究せねばならぬ
かの如く外務省の使節が調查を進めてゐるが獨立國家としての之等機構の完備が承認の第一條件となるものであるから先づ滿洲國政府が之を完備するを待ち帝國政府としては遅くも來る九
月の聯盟總會再開までに承認するやうに取計ふ方針である（中京電報）